

会議報告



国際会計士倫理基準審議会
ボードメンバー

かとう あつし

加藤 厚

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) マドリード会議報告

～「違法行為への対応」が暫定的に最終決定、3つの公開草案の概要 他～

2016年3月14～16日の間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、マドリードにある公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) 本部にて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー5名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー4名の、合計18名のボードメンバーで構成されている。議長は、パブリック・ボードメンバーのStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、公式オブザーバー2名 (日本の金融庁及びECからそれぞれ1名)、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長及びPIOBのメンバー1名、並びにIESBAスタッフや一般の傍聴者も数名参加している。今回の会議は、ボードメンバー18名を含む総勢30名を超す参加者があった。任期満了により2015年末に多くのボードメンバーが退任し、今回から新たに7人のボードメンバーが参加した (今までの中国代表がいなくなりブラジルが新規に入ったが、アジア枠が減ったという点では残念なことである。)。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーである矢定俊博会員が参加した。

以下、今回の会議の概要を、進捗度合及び日本への影響度が高いと思われるテーマから順に報告する (注: IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。)



1 2015年12月ニューヨーク 会議議事録の承認とイントロ ダクション

前回会議(2015年12月ニューヨーク)以降のIESBAの活動等について報告があった。そして、前回会議の議事録については、審議を踏まえ、一部修正することを前提に承認された(前回会議の報告については、本誌2016年2月号を参照)。

2 違法行為への対応(Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations)の暫定的な最終決定

(1) 今までの経緯

職業会計士が業務遂行時に感知した関与先(会計事務所等所属の会計士)や雇用主企業(企業等所属の会計士)の違法行為(疑義を含む。)に、どのように対応するべきかについて規定するこのプロジェクトは、2012年にいったん公開草案を公表した。しかし、守秘義務に優先して外部への公表等を義務付けた公開草案にはほとんどの市場関係者が反対のコメントを寄せた。そこで、IESBAは、それらのコメントの分析及び対応方針をまとめたFeedback Statementについて、世界中の市場関係者から広く意見を徴収して再公開草案を起草する方針を固める目的で、2014年にラウンド・テーブルを香港、ブリュッセル及びワシントンで開催した。

それらに加えて、幅広い市場関係者へのコンサルテーション等の結果を踏まえて変更されたプロジェクト・フレームワークを開発し、それに基づいて作成された新しい規程案(セクション225:会計事務所等所属の職業会計士、セクション360:企業等所属の職業会計士)が審議されてきた。これらの審議を通して新しい規程案

を作り、それを再公開草案として2015年5月6日に公表した(公開草案の概要については、本誌2015年7月号の会議報告を参照)。このコメント締切は、2015年9月4日であったので、それ以降の会議においては寄せられたコメントの分析及び検討並びに関連する団体等へのアウトリーチ等が行われてきた。

(2) 暫定的な最終決定

前回の会議報告で記載したように、コメントの大勢は再公開草案に賛成したので、今回の会議においてさらなるコメントの分析及び審議をした結果、以下に述べる主な点を除いては、再公開草案の内容は、基本的には大きく変えないことが最終確認された。

- ① この規程に準拠することは、職業会計士の責任(responsibility)であることを明確にする。
- ② 対象となる法令の範囲の例に、データ・プロテクションに関する法令を加える。
- ③ 監査人が違法行為に気付いた場合、関与先の経営者及び統治責任者(TCWG)に、事態の改善等の一定の行動をとることを促す(shall prompt)という表現は、独立性に欠けるので、勧告をする(shall advise)という表現にする。
- ④ 連結財務諸表監査(Group Audits)や、ネットワーク・ファームが関与する場合におけるファーム関係グループ内や外部監査人とのコミュニケーション(グループ監査チームから構成単位チームへのトップダウン及び逆のボトムアップ・コミュニケーション等)の規定の明確化を図る。
- ⑤ 稀なケースとして、利害関係者に重大な影響を及ぼすと思われる違法行為又はその疑いが切迫していることに気が付いた職業会計士(上級の職以

外の企業等所属の職業会計士は除く。)は、経営者又は統治責任者と協議すべきか否かを検討する。そして、この新規定が設定している一連の手続を踏むことなく適切な当局に直ちに通報すべきか否かについて専門的な判断をしなければならず、その結果によっては直ちに通報する(may immediately disclose)。このような通報は、IESBA倫理規程(セクション140)が定める守秘義務違反にはならない。

- ⑥ 追加的対応策の1つとして、監査人を辞任する場合の規定の仕方を、辞任を検討中という状況(when withdrawing)から、既に辞任した後の状況(where the professional accountant has withdrawn)に変更した上で、後任候補監査人とのコミュニケーションの仕方について規定するように変更した。また、前任監査人の判断で、被監査会社の同意を得なくても違法行為に関する情報を後任候補監査人に伝えるべきだと判断して伝えた場合は、法令で禁止されていない限り、監査人引継ぎに関連した守秘義務のIESBA倫理規程(パラグラフ210.14)には反しないことも規定された。さらに、後任候補監査人が前任監査人から必要な情報が入手できない場合には、他の合理的な手段(例えば、第三者への質問、経営者や統治責任者への調査)で必要な情報を入手しなければならない。

(3) 最終基準の構成及び適用日

現在、IESBAのメインプロジェクトの1つとして、倫理規程の構成の見直しプロジェクト(後記4参照)が進められているので、この違法行為への対応基準も新しい構成によって最終基準化することが考えられる。しかし、この違法行為への対応プロジェクトはスタートしてからもう約5

年も経っていること、及びこの基準を一刻も早く適用すべきであるとの社会的要請が高いことを考慮して、とりあえず、現行の構成によって最終基準化をして適用を開始した上で、1～2年後に改めて新しい構成による基準化を図るという2段階アプローチを取ることをIESBAは今回の会議で決定した。

適用日は次のように決定された。

- ・ 監査人に関しては、2017年7月15日以後に開始する事業年度の財務諸表の監査から適用する
- ・ その他の職業会計士に関しては、2017年7月15日から適用する

(4) 今後の予定

国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) も、IESBAの違法行為への対応プロジェクトと平仄を合わせるように国際監査基準 (International Standards on Auditing: ISA) 250号の見直しを行っている関係もあって、今回の会議で確定した内容についてIAASBに確認する必要がある。そこで、IAASBからのコメント次第では修正する可能性があるという条件付きで、今回の会議で確定した内容を暫定的に最終案とすることがボードメンバー全員の賛成で決定した。

そして、2016年4月に電話による会議を開いて、必要であれば、IAASBのコメントを反映した最終基準案を最終基準として決定することになった。

3 担当者の監査関与先への長期的関与 (パートナー・ローテーションを含む) (Long Association of Personnel with an Audit Client)

IESBAは、倫理規程の現行セクション290「監査業務及びレビュー業務におけ

る独立性」及び同291「その他の保証業務における独立性」を改訂する公開草案「監査又は保証業務における担当者の関与先との長期的関与に係る倫理規程の一部変更案」を、2014年8月14日に公表した(本公開草案の内容の概要については、本誌2014年9月号の会議報告を参照)。

この公開草案のコメント締切日は2014年11月12日だったので、それ以降の会議ではこれらのコメントの分析及び審議を行った結果、前回の会議では公開草案と大きく異なる暫定決定が行われた3つの内容だけに限定して再公開草案を公表することが決定された(前回の会議報告については本誌2016年2月号を参照)。そして、再公開草案は2016年2月4日に公表された(コメント締切日:2016年5月9日)。

(1) 再公開草案の概要と当初の公開草案との比較 (下表)

なお、再公開草案の部分は、2014年8月14日に公表された当初の公開草案に組み込まれる形で公表されている。当該文書の中で、網掛けされていない部分が再公開草案部分で、網掛けされている部分は今回の再公開草案ではないので意見募集の対象にはなっていない。

(2) 適用日

当初の公開草案では、新基準は2017年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用することが提案されていた。しかし、今回の再公開草案へのコメント審議の後で全体の改訂基準が完成しても、次にそれを新しい構成に組み直して改めて公開草案として公表する予定である。したがって、その公開草案に寄せられたコメントを検討し、かつ、再構成されたIESBA倫理規程全体の適用日

公開草案	再公開草案
(1) EQCRのクーリングオフ期間は、2年のまま変更しない。	① 上場PIE: 5年 ② 非上場PIE: 3年
(2) 7年間のうち、1年でもEPとして関与した場合は、5年のクーリングオフ期間が適用される。	7年間のうち、EP又はEQCRとして次の期間を関与した場合(両者の組合せを含む。)は、5年又は3年のクーリングオフ期間が適用される。 ① 4年以上、又は ② 最後の3年間のうち、2年間
(3) 特定の国や地域が独自のローテーション制度等を採用していても、特別の配慮はしない。	特定の国や地域の独立基準設定主体や規制当局等が、次のような制度を採用している場合は、EP及びEQCRのクーリングオフ期間を3年に短縮することができる。 ① 独立規制当局による検査制度、及び ② EP又はEQCRの関与期間が7年より短い、又は最低10年間の強制ファームローテーション制度や強制入札制度

(注)・EQCR(Engagement Quality Control Reviewer):審査担当社員

・PIE(Public Interest Entity):社会的影響度の高い事業体(日本:倫理規則上の「大会社等」)

・EP(Engagement Partner):業務執行社員(日本:筆頭業務執行社員に相当)

とも合わせて決定されることが予定されている。

(3) 今回の審議

今回の会議では、上記の再公開草案(当初の公開草案部分も含めた全体)を新しい構成に置き直した案がタスクフォースから提案され、審議した。新構成に組み直した結果、各条文の意味が変わっていないか、要求事項と適用指針が適切に区分されているか等の構成見直しプロジェクトの公開草案の趣旨(後記4参照)に即しているかを中心に審議が行われた。

4 倫理規程の構成の見直し (Improving the Structure of the Code)

倫理規程の構成の見直しプロジェクトの目的は、IESBAの倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによって倫理規程の適用(adoption)、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法を検討することである。しかし、本プロジェクトの目的はあくまでもこのようなことに限定され、現行規程の内容を変更するものではないことに留意を要する。

今後、公開草案を開発するのに先立って、市場関係者に、このプロジェクトの内容と方針を説明してコメントを求めめるためにコンサルテーション・ペーパー(CP)「IESBA倫理規程の構成の改善」が、2014年11月4日に公表された(コメント締切日:2015年2月4日。なお、CPの内容の概要については、本誌2015年1月号を参照)。

そして、前回の会議報告でお知らせしたように、CPに寄せられたコメントの分析及び審議を踏まえて新しい構成によるIESBA倫理規程案の一部がフェーズ1の公開草案として確定され、公開草案は2015年12月21日に公表された(コメント締切日:2016年4月18日)。なお、本プロ

ジェクトの公開草案は下表のように2つに分割して審議及び公表する予定である。

(1) 本公開草案(フェーズ1)の概要

- ① 概念的枠組みアプローチ(Conceptual Framework Application)及び基本原則(Fundamental Principles)の遵守に関する要求事項をより明確化し、その重要性を強調した。
- ② 要求事項(Requirement)と適用指針(Application Material)を明確に区別した。要求事項の番号の前には「R」、適用指針には「A」を付した。適用指針は関連する要求事項の次に記載するようにした。また、要求事項においては、“shall”の文言を使い、要求事項であることを明確化し、適用指針では“shall”の文言を使用しないこととした。
- ③ 責任(各規定の対象者)についてより明確にした。関連する場合には、会計事務所等(Firm)の責任及び特定の職業会計士の責任を明確に識別できるようにした。
- ④ 可読性及び有用性向上のため、より分かりやすい言葉とした。より簡潔かつ短い文章を用い、複雑な文法構造を簡素化し、能動態の使用を増やし

て、法律用語や古風な用語を避けることとした。

- ⑤ 必要箇所を特定しやすくするため、倫理規程の手引き(Guide to the Code)を追加した。
- ⑥ 倫理規程を適切に再構成して明確性及び有用性を高め、将来的に電子機能(Electronic Code)を活用すべく倫理規程の配置を調整した。
- ⑦ 各セクションを自己完結的なセクションとするとともに、サブセクションを設定した。具体的には、各セクションにおいて、それぞれ序論を設け、背景情報(存在する可能性のある阻害要因を含む。)を幅広く記述するとともに、基本原則への準拠が重要であるので、必ず基本原則への参照を行うこととした。
- ⑧ 修正を容易にするため、ナンバリングを見直した。
- ⑨ 企業等所属の職業会計士に係る規定が会計事務所等所属の職業会計士にも関連する点を考慮し、また、独立性のセクションを倫理規程の末尾に移動することにより今後の拡充に配慮した構成となる点を踏まえ、会計事務所等所属の職業会計士に係る規定(現行Part B)と企業等所属の職業会計士に係る規定(現行Part C)の順番を入れ替えた。これに加え、独立性のセクションを読みやすくし、必要箇所の

公開草案(フェーズ1)	公開草案(フェーズ2)
2015年12月21日公表	2016年9月のボード会議で承認の予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ Preface (序文) ・ Guide to the Code (倫理規程の手引き) ・ Part A (倫理規程の序論及び基本原則) ・ Part C (会計事務所等所属の職業会計士) ・ C1 (監査・レビュー業務の独立性) ・ Glossary (用語集) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Part B (企業等所属の職業会計士) ・ Part Cのうち、違法行為への対応 ・ C1の一部(長期的関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書) ・ C2(その他の保証業務の独立性)

(注) 上記のうち、Part Cは現行のPart Bから、Part Bは現行のPart Cから変更されるものである。

特定を容易にするため、小見出しを増やした。

⑩ 「定義」のセクションを拡充し、「用語集」として整理した。

⑪ 倫理規程のタイトルを変更した。原則主義を堅持しつつ、要求事項についても焦点を当てることを目的として、現行の“Code”に加えて“Standards”という文言を追加することにより、“Code”と“Standards”の両方を含むタイトルとすることとした(“Code of Ethics for Professional Accountants”⇒“International Code of Ethics Standards for Professional Accountants”)。

(2) フェーズ2:利用と配布の制限が付された報告書(C1の一部)

今回の会議では、フェーズ1の公開草案には含まれなかったC1の一部である「利用と配布の制限が付された報告書」(現行パラグラフ290. 500~514)を新しい構成に置き直した場合の案が提示されて審議した。新構成に組み直した結果、各条文の意味が変わっていないか、要求事項と適用指針が適切に区分され

ているか等の構成見直しプロジェクトの公開草案の趣旨(上記(1)参照)に即しているかを中心に審議が行われた。

(3) 今後の予定

フェーズ2の残りの部分について、次回以降、審議していくことになった。なお、このプロジェクトとの連携が重要な他のプロジェクト(長期的関与、違法行為への対応、Part C及びセーフガード)とはそれぞれの進捗状況に合わせて注意深くタイアップしていくことが確認された。これらのプロジェクトの進捗状況次第であるが、現在のところ、2016年9月のボード会議においてフェーズ2の公開草案を承認する予定である。

5 倫理規程におけるセーフガードの見直し(Review of Safeguards in the Code)

これは、倫理規程のうち、非保証業務(セクション290の中の「Provision of Non-assurance Services to an Audit Client」)に関連する「セーフガード」の適切性及び効率性のレビューを行

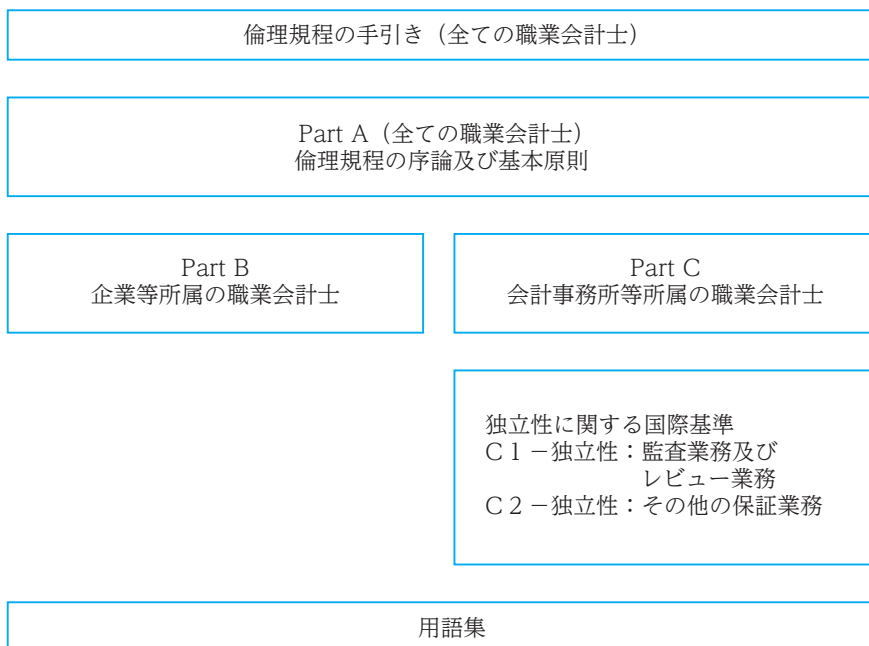
うというプロジェクトである。ただ、セクション100(Part Aの総則及び基本原則の遵守)と200(Part Bの総則)がセーフガードに関する基本的な考え方を定めているため、フェーズ1としてまずこれらを先に検討、改訂して、その後、フェーズ2として非保証業務に関するセーフガードを扱うことになった。

前回の会議報告でお知らせしたように、それまでの審議を踏まえて最終的な審議を行い決議をした結果、前回会議では出席委員全員の賛成でフェーズ1の公開草案を決定した。そして、2015年12月21日に公開草案が公表された(コメント締切日:2016年3月21日)。

(1) フェーズ1 公開草案の主な内容は、下記のとおりである

- ① 倫理規程の構成見直しプロジェクト(前記4参照)によって提案される新しい構成を使って公開草案が作成された。その結果、現行のセクションが下記のように変更された。
 - ・ 現行セクション100(Part Aの総則及び基本原則の遵守)⇒ 改訂セクション120
 - ・ 現行セクション200(Part Bの総則)⇒ 改訂セクション300
- ② 基本原則を遵守するために、阻害要因を認識し、評価し及び対処するという概念的枠組みアプローチを明確にして、倫理規程における要求事項を強化する。ここでは、原則主義アプローチと職業的専門家としての判断の重要性が強調されている。
- ③ 阻害要因のタイプを明確にし、そのレベルを評価するのに役立つ条件、方針及び手続についての説明を提供することにより、適用ガイダンスの充実を図る。
- ④ 職業会計士としての客観的観察手法(stepping back)の一環として、

【フェーズ2完了後の IESBA 倫理規程の全体の構成】



事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストについてのより具体的な適用ガイダンスを提供する。

- ⑤ セーフガードとは、阻害要因を除去又は許容可能な水準に軽減するのに効果的な対処行動(action)であることを明確にする。
- ⑥ 阻害要因の許容可能な水準の意味が明確になるような定義を設ける。
- ⑦ セーフガードの例を見直し、個別の阻害要因に対応するものだけをセーフガードと定義することにする。したがって、例えば、会計士団体、法規則、監査事務所、雇用企業等によって設けられた特定の条件、方針及び手続等(例：教育、研修及び経験習得等のためのプログラム)は、もはやセーフガードとはみなさない。これらは、阻害要因のレベルを評価するときの要素として考慮されることになる。
- ⑧ 職業会計士が、新しい情報を入手した場合や事実関係・状況の変化等に気が付いた場合は、阻害要因について再評価する新しい要求事項を設ける。
- ⑨ IESBAは、本プロジェクトの適用日と、倫理規程全体の構成見直しプロジェクトの適用日との整合性を図る予定である。

(2) フェーズ 2 の審議開始

今回の会議からフェーズ 2 の審議が開始され、次のような点が議論された。

- ① 監査及びレビュー業務の独立性に対する概念的枠組みアプローチ
 - ・ 独立性に関する規定(C1及びC2)と基本原則との関連性(Linkage)をより強めるための適用指針を、Part A「倫理規程及び基本原則の序論」に追加することがタスクフォースから提案されて審議した。
 - ・ 独立性への阻害要因を認識し、評価し及び対処するという概念的枠組みア

プローチを明確にするために、構成見直し公開草案の中のC1の関連条文を修正することが提案されて審議した。

② 非保証業務(Non-assurance Services : NAS)

今後、フェーズ 2 として監査関与先に提供するNASに関するセーフガードの見直しを行っていくときの検討課題の候補として次のような項目が検討された。

- ・ NASの提供から生じる独立性の阻害要因を認識し、評価し及び対処するための原則
- ・ 経営者の責任
- ・ 重要性
- ・ 阻害要因への対処(セーフガードの例を含む。)
- ・ 監査関与先へのNASの提供に関する統治責任者とのコミュニケーション

③ 今後の予定

現在のところ、2016年9月のボード会議において、フェーズ 2 の公開草案を承認する予定である。

6 倫理規程のPart C(企業等所属の職業会計士に関する規程)の見直し (Changes to Part C of the Code)

2012年2月に設定された倫理規程Part Cの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- ・ 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士(Professional Accountants in Business : PAIB)の責任
- ・ PAIBが、非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- ・ 便宜を図ってもらうための支払金、

賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズを2つに分け、フェーズ1を、セクション300(導入)、同310(潜在的な相反)、同320(情報の作成及び報告)、同330(十分な専門知識を備えた行動)及び同340(金銭的利益)とする。なお、セクション320のうち、他者からのプレッシャーへの対処については新しいセクション370(基本原則への違反のプレッシャー)を設けることとした。また、フェーズ2をセクション350(勧誘)とした。

上記のうち、フェーズ1については、2014年11月24日に公開草案「IESBA倫理規程Part Cの改訂案」が公表され、それに寄せられたコメントを審議した結果、前回会議で、出席ボードメンバー全員の賛成により最終基準としての内容が確定した。しかし、これからフェーズ2の検討が行われ、それと合わせて新しい構成に組み直すまでは正式の改訂基準としては有効にならない。そこで、とりあえず、今回確定した内容が、情報提供という目的で、Close-off textという形でIESBAのウェブサイトにおいて2015年12月に公表された。

(1) フェーズ1の改訂規定の構成組直し

今回の会議においては、フェーズ1のClose-off textを新しい構成に組み直した案がタスクフォースから提示されて審議した。新構成に組み直した結果、各条文の意味が変わっていないか、要求事項と適用指針が適切に区分されているか等の構成見直しプロジェクトの公開草案の趣旨(前記4参照)に即しているかを中心に審議が行われた。

(2) フェーズ2における検討課題

① 現行Part Cを現行Part Bにも適用する条文の検討

現行のPart Bパラグラフ100.3と

100.12には「Part Cは企業等所属の職業会計士に適用するが、特定の状況においてはPart Bが適用される会計事務所等所属の職業会計士にも当てはまる場合がある」という条文がある。しかし、この条文については、会計事務所等所属の職業会計士がこの条文を具体的にどのように適用すべきなのか不明瞭、強制的なのかオプションなのか不明確等の問題がある。そこで、タスクフォースは、構成見直し公開草案に寄せられるコメント等も参考にして、今後、構成見直しタスクフォースと共同して対応することになった。

② 会計事務所等に雇用されている立場の職業会計士

上記①にも関連するが、会計事務所等所属の職業会計士も、雇用関係という面では企業等所属の職業会計士の立場でもあり、現行Part Cが適用されることになる。特に、次の3点については、Part BとCの両方に関わる職業会計士が、どのように適用するべきかについて明確にする必要があると指摘された。

- ・ 潜在的な利益相反関係 (Conflicts of Interest)
- ・ プレッシャー
- ・ 勧誘 (Inducements)

いろいろな対応策が議論されたが、今後も継続して検討していくことになった。

7 監査報酬切下げプレッシャーに関するIESBAスタッフ文書の公表と今後の対応

PIOB、IESBAのCAG及びIOSCO等を含む市場関係者の間で、最近、監査法人への監査報酬切下げプレッシャーが厳しくなり、それが監査人の独立性や監査の品質に悪い影響を与えているのではないかとの危惧が高まっている。

(1) スタッフ文書の公表

そこで、IESBAのプランニング・コミッ

ティーから、監査報酬の実態に関する調査をした上で、低額監査報酬や不当な監査報酬切下げプレッシャーは監査人の独立性や監査の品質に悪影響を与え、基本原則の遵守に対する潜在的な阻害要因になる旨を警告するIESBAスタッフ文書を公表する提案があり、ボード会議において検討の上承認された。そして、ボード会議において何回か検討した上で、2016年1月6日付けで「監査報酬切下げプレッシャーの局面における監査報酬の決定に関する倫理的考慮事項」と題するスタッフ文書が公表された。なお、このようなスタッフ文書は、IESBAの正式の公表物ではないので、通常のデュープロセスによってボード会議の承認を得る必要はない。また、日本公認会計士協会(JICPA)の上林常務理事が、このスタッフ文書に関するお知らせ文書を2016年4月19日に公表しているの、そこに添付された日本語訳スタッフ文書と共に参照していただきたい。

(2) 報酬ワーキング・グループの活動方針の決定

IESBAは、世界における監査報酬の実態について調査研究をするためのワーキング・グループを既に組成していたが、スタッフ文書の公表に引き続きこのワーキング・グループの活動を本格化するために、今回次のような活動方針についてボード会議の承認を得た。

- ・ 世界各国、地域における監査報酬の実態を把握することを目的とする。
- ・ G20メンバー国を中心とした各国の、監査報酬に関連した法令や規則を調べる。
- ・ 監査報酬に関連して、独立性や基本原則への準拠に対する実在又は想定される阻害要因についての実証的エビデンスを集めるためのアカデミック・リサーチを行う。

- ・ 様々な市場関係者(投資家、規制当局、企業、監査法人等)にアウトリーチを行う。
- ・ まず、ハイレベルの調査研究を行い、その結果を2016年9月のボード会議に報告して、そのフィードバックによってさらに深く調査研究を進めるべきかどうかを決める。

8 緊急課題及びアウトリーチ (Emerging Issues and Outreach)

今回は、次の2つのプレゼンテーションが行われ、その内容について活発な意見交換が行われた。

(1) サウジアラビアにおける倫理規程の適用について

これで、世界各国・地域の報告が一通り終わったので、緊急課題及びアウトリーチ・コミッティー(EIOC)がこれらの報告をまとめたレポートが次回のボード会議に提出されることになった。

(2) スコットランド勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountants of Scotland: ICAS)によるプレゼンテーション

ICASによる研究成果のプレゼンテー


ションの中で、現在の倫理規程が定めている5つの基本原則に加えて新しい概念として6つ目の基本原則「Moral Courage」(“強い倫理観”とでも訳すべきか?)を設けるべきことが提案された。このような提案に対しては、IESBAのPlanning Committeeがどのように対応すべきかについて、今後、検討していくことになった。ところで、このICASのプレゼン資料の中では、過去の企業不正の例として、エンロンとオリンパスのケースが挙げられていた。東芝が引合いに出されるのではないかと内心おそれていたが、それはなかった。

9 次回の会議予定

今回は、2016年6月27日から29日の間、ニューヨークで開催される予定である。

*必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード J 0 1 0 1 0 9

 研修コード 1 0 0 1

履修単位 1 単位